

## 新型コロナウイルスに関する最新状況について（中国）

### 第1. 2020年4月4日現在の状況

中国当局の情報に基づく限り、中国国内における感染者の増加は大幅に減少しており、現在は中国国外からの帰国者の感染者増加が問題となり、かつ、これに対応する入国者に関連する中央・地方の政策が3月下旬に立て続けに発出されました。主要なものとして、次のものが挙げられます。

1. 「中国ビザ及び居留許可を保有する外国人の入国の一時停止に関する外交部及び国家移民管理局の通知」（2020年3月26日）
  - ・ 外交ビザ等一部のビザを除き、ビザ及び居留許可を有する外国人の入国を一時停止する措置を定めたものです。ここでポイントとなるのは、居留許可の効力も一時停止するという点です。つまり、当該通知によれば、新規に入国する外国人のみならず、既に居留許可（通常、就業ビザ（Zビザ）で入国後中国国内において取得する在留許可です。）を取得している日本人駐在員が一時帰国で日本に戻った後、当面中国に戻る事ができないことを意味します。
2. 「流行状況防御・コントロール期間における国際旅客フライト量の継続的な調整・減少に関する通知」（2020年3月26日、民航発〔2020〕12号）
  - ・ 当該通知により、国内外の航空会社は、3月29日から「1国1路線、週1便」のみが許されることになりました。よって、当面、中国への移動自体が非常に困難となっています。
3. 3月31日の北京市新型コロナウイルス肺炎流行状況防御・コントロール業務ニュース発表会における発表
  - ・ 北京に戻る全ての者について、14日間の在宅又は集中隔離を実施することになりました。中国では、4月4日に清明節を迎え、現地企業の従業員には墓参のために北京市外に出るケースもあったと思われませんが、当該従業員に対しては、北京市に戻ってきた際には14日間の隔離が要求されることとなりますので、ご注意ください。
  - ・ なお、外国からの入国については、既に3月19日発布の「国外から北京に入る人員の管理・コントロール措置の更なる厳格化に関する通告」により（実務的には、3月16日から始まっていたとの情報もあります。）費用自弁での集中隔離が実施されており、この点については変更がありません。
  - ・ 上記の発表によれば、中国のその他の地区から入国した者が北京に入る際にも、更に14

日の隔離が要求されることになると考えられます。

#### 4. 3月26日の上海市新型コロナ肺炎流行状況業務指導グループ弁公室の決定

- ・ 同日 18 時から、国外から上海を訪れるすべての人員に対し、一律に 14 日の隔離が課されました。
- ・ その数日前には、上海市では、日本を流行重点地域から除外し、過去 14 日に日本に滞在歴のある者に対する隔離措置がなくなりましたが、これにより再度隔離措置が講じられることになりました。

#### 5. 3月27日付の上海における発表

- ・ 上海から入国して中国の他の地域（江蘇省、浙江省及び安徽省を除く。）に移動する人員について、上海における 14 日間の隔離措置を実施することとなりました。
- ・ なお、江蘇省、浙江省及び安徽省に移動する人員については、各省が上海市の空港から目的地まで封鎖式の輸送手段により直接送り届けることになりました。なお、この「目的地」については、各省の隔離政策に関連して定められるものと考えられます。

#### 6. 国外流行状況の輸入防止・コントロールの強化に関する広州市新型コロナウイルス肺炎流行状況防御・コントロール指揮部の通知（第 8 号）（2020 年 3 月 26 日）

- ・ 3 月 27 日 6 時から、国外・地区から広州市に入る人員（香港、台湾及びマカオ並びにトランジットを含む。）について、①目的地が広州市及び広東省外の場合には広州市で集中隔離医学観察が、②目的地が広州市以外の広東省の都市の場合には、各地区・市に引き渡されて当該地区・市の要求に従い PCR 検査及び集中隔離医学観察が行われることになりました。
- ・ なお、集中隔離に関する費用は、自弁とされているようです。

## 第2. 新型コロナウイルス流行に伴う法的論点に関する最新動向

現在においては、中国では表向き鎮静化の方向に向かっているという状況もあり、法的論点の発生についても 2 月から 3 月初旬に比べて落ち着いている状況です。

このような論点は、これまでも多くのメディア等でも取り上げられていますが、今一度主要な論点として労働関係及び不可抗力の 2 点につき、必要に応じてより最新の情報を取り入れつつ状況を整理したいと思います。なお、ここで言及する以外にも、各地方の関連部門が更に法規を発出している可能性もありますので、この点ご注意ください。

### 1. 労働関係（大きな変化なし）

- ・ 労働関係の規律等については、引き続き「新型コロナウイルス感染肺炎流行状況防御・

コントロール期間の労働関係の安定化及び企業の業務再開・生産再開の支持の適切な実施に関する人力資源・社会保障部、中華全国総工会、中国企業連合会／中国企業家協会及び全国工商聯合会の意見（人社部発〔2020〕8号。2020年2月7日発布）」が主要な法源となります。

- ・ 同意見につき、特に注目すべき事項として、次の点を掲げます。
  - i) 労働者使用について
    - 業務再開できない企業について、電話・ネット等の柔軟性ある方法による在宅勤務の実施を手配する。
    - リモートワークの条件が整っていない企業は、有給休暇及び企業が自ら設定する福利休暇などの各種休暇を優先的に使用することについて、従業員と協議を行う。
    - 労働組合に対して企業との協調による企業の損失の減少を要求する。
    - 業務再開に際しては、人の密集を減少させる見地から、時差通勤、フレックスタイムの導入などの柔軟な業務時間を手配する。
    - 隔離措置等のために正常な労働を提供することのできない労働者との労働契約の解除又は派遣労働者の派遣打切りを禁ずる。
    - 業務再開時における保護措置の実施（具体的には、各地域でマスク着用、体温計測等の措置が講じられているようです。）
  - ii) 賃金待遇について
    - 業務再開が遅延して業務に戻れない期間において、各種休暇を消化しても戻ることのできない従業員については、関連規定を参照して従業員と協議を行い、1給与支給期間分については労働契約が定める標準に従い賃金を支払い、それ以降については関連規定に従い生活費を支給するよう指導する。
    - ウイルスの流行により生産経営が困難となった企業に対しては、従業員との民主的な協議により給与の調整、輪番での交代業務及び時短業務等の方法を通じた雇用の安定を奨励する。暫時賃金支払い能力のない企業については、企業と労働組合又は従業員代表との協議により支払を延期する形による企業の資金繰り圧力の減少を助けるよう指導する。
    - 隔離により正常な業務をすることができない従業員については、正常な労働として賃金を支払う。隔離期間が満了したけれども業務を停止して治療を行う従業員については、医療機関に関する規定に従い賃金を支払う。春節の延長期間において流行暴挙・コントロールのために休暇を取ることのできなかつた従業員については、先に代休を手配し、手配できない場合には割増賃金を支払う。

## 2. 不可抗力該当の可否について－「典型事例」及び地方レベルによる指導意見の公布

### (1) 中国法における不可抗力の基本的考え方の整理

- ・ 中国法における不可抗力の考え方についても、既に多くの見解が発表されているところでありますが、法律の原則的状況としては、次のとおり整理できます。
  - i) 不可抗力については「民法総則」第 118 条及び「契約法」第 117 条に規定がある。
  - ii) しかしながら、不可抗力の定義は「予見することができず、回避することができず、かつ、克服することができない客観的状況」とあるのみであり、疫病（なかなづく今回の新型コロナウイルス）による履行がこれに該当するか否かは、その他の関連規定及び権威性ある解釈書を参照しても明確ではない。
  - iii) 中国における判例は、原則として日本のような先例拘束性がないと考えられており、判例を参照しても今回の事案に当てはめられるか否かは不明である。

### (2) 最高人民法院による、新型コロナウイルスに関する「典型案例」の公布

- ・ しかしながら、ここ数年最高人民裁判所は、自ら選んだ判例その他の事例を「典型案例」として随時公布しており、これについてはある意味先例拘束的な意義を有すると解することができます。

この点、最高人民法院は、特に今般の新型コロナウイルス流行との関連においても、3月24日及び3月31日の2回にわたり「全国法院による流行状況防御・コントロール期間の業務再開・生産再開に対してサービス提供し、及びこれを保障する民商事典事例」を公布しました。このうち3月31日付の「第2回」の「事例2」の解説において、新型コロナウイルス流行が不可抗力に該当する旨の認識が示されています。
- ・ 当該事例は、既に会社更生の手続に入っている江蘇省南通市の医療機器の会社が今般の新型コロナウイルス流行に伴い緊急に同市唯一の N95 医療用マスク生産企業になって更生計画を予定どおりに進められなくなったことから、同市の人民法院が破産を避けるべく更生計画執行期間を延期するための理由として不可抗力を持ち出したというものであり、契約関係における不可抗力事由の発生の有無に対する判断ではありません。しかしながら、当該事例の解説において、上記(1) ii)で述べた「民法総則」及び「契約法」所定の不可抗力の定義内容を持ち出し、かつ、新型コロナウイルス流行がこれに当てはまるので不可抗力事由であると述べている点は、十分注目に値します。

### (3) 省レベルの高級人民法院における通知等における不可抗力の認定基準等

- ・ また、いくつかの省レベルの高級人民法院では、新型コロナウイルス流行に関連する民事訴訟の事件処理について、指導意見その他の形での基準を下位法院に対して示しており、その中には労働問題等のほか、不可抗力について言及するものがあります。
- ・ 例えば、浙江省及び江蘇省の高級人民法院における指導意見においては、一定の要件のもとに新型コロナウイルス流行を不可抗力事由として当事者の責任の全部又は一部を

免ずる旨の方針が示されています。

- ・ また、四川省高級人民法院民事審判第 1 庭が 3 月 3 日に発布した「新型コロナウイルス肺炎流行状況に関連する民事事件審理に関する裁判官会議紀要」(川高法民一〔2020〕1 号通知により発布) においては、不可抗力免責に関し他の地域に比してより具体的な規範を定立しており、非常に注目されます。

#### (4) 実務の状況及び残された問題点

- ・ 筆者が直接耳にした限りでも、日本企業・日系企業において、比較的早い段階から新型コロナウイルス流行を不可抗力と解して、遅滞責任を負うことなく自己の債務の履行を見合わせる等の動きが存在します。
- ・ なお、金銭債務については、日本法上は不可抗力免責を受けることができない旨規定(民法第 419 条第 3 項) していますが、中国法においてはこのような明文規定がありません。この点、中国においてもこれを「公理」であるとして肯定する旨の論考が存在することも事実ですが、これらの論考における主たる問題意識は相手側に生じた不可抗力事由を奇貨とした意図的な金銭債務の履行回避という点に存在するようです。よって、当該論考での議論が今般の新型コロナウイルス流行において想定される状況、なかんずく債務者自身の急激な資金繰りの悪化等により履行が困難となるようなケースにも当てはまるのか否かについては、なお異論の余地が存在するのではないかと考えます。しかしながら、その一方で、江蘇省高級人民法院の指導意見のように、「非金銭債務」についての不可抗力免責にのみ言及しているものも存在することから、この点は、地方により取り扱いが異なってくる可能性も皆無ではありません。

### 第3. 今後の展望

- ・ 少なくとも表向きは落ち着きを取りもどきつつある中国においては、再度の流行爆発が起こらない限り、徐々に平時の法律の適用に戻っていくものと考えられます。
- ・ しかしながら、中国の各種発表は、中国政府(ひいては共産党) が企図する政治日程に大きく左右されると考えられます。直近の政治日程としては延期された「两会」(全国人民代表大会及び全国政治協商会議) の開催(於北京) であるところ、一部報道では 4 月中に開催する予定であるとの情報もあります。そういった状況を念頭に置きつつ、中国における各種事象・政策(例えば 4 月 8 日の武漢市の封鎖解除等) を見てゆけば、日本で流れる報道とはまた別の見方ができるのではないのでしょうか。

以上